

第3回 産業データサブワーキンググループ

事務局資料

第3回 アジェンダ

日時：令和6年9月24日(火)：13:00 - 15:00

場所：オンライン

アジェンダ	スピーカー	時間
オープニング ・ 第2回の振返り、とりまとめ ・ 第3回の議論のポイント	事務局	5分
プレゼンテーション	プレゼンター ファシリテーション: 生貝座長	40分 (バッファー含む)
全体ディスカッション ・ プレゼン質疑 ・ 主要なリスク、対応方策	ディスカッション: 全員 ファシリテーション: 生貝座長	60分
今後の進め方、クロージング	事務局	5分 (バッファー含む)
		110分

➤ オープニング

- 第2回の振り返り、とりまとめ
- 第3回の議論のポイント

プレゼンテーション

全体ディスカッション

今後の進め方、クロージング

第2回SubWGの振り返り（1/2）

- 第2回では、複数事例紹介を通じて、データ国際流通に伴うリスクと対応が共有された

	流通・越境の内容		リスク		評価・対応
	越境・流通	データ	ユーザー企業	ベンダー企業	
1 Factory Automation (センサー・製造機器)	国内・海外顧客(EU、中国、台湾、インド)の製造機器から、日本にあるベンダーのクラウドシステムに越境	技術データ <ul style="list-style-type: none"> • 機器の稼働データ 	第3社開示、目的外利用の発生	法規制対応 <ul style="list-style-type: none"> • ローカライゼーション • 運用体制整備 • サイバーセキュリティ 	中国データ3法に対して、特定国からの越境の回避 企業・ベンダーの間で、データ取り扱い条件を合意
2 サイバーセキュリティの監視データ	EUグループ会社におけるIT監視ログのデータを国内本社に送付	個人データ <ul style="list-style-type: none"> • ITプロキシログ(閲覧URLなど) 	法規制 <ul style="list-style-type: none"> • 個人情報保護法(GDPR) 	—	GDPRに対して、ログは送らず、分析結果のみを送付
3 海外グループ会社の人事情報	海外グループ会社(複数国)から人事情報を本社に送付	個人データ <ul style="list-style-type: none"> • 人事情報 	法規制 <ul style="list-style-type: none"> • 個人情報保護法 	—	個人情報保護法に対して、各国法務で準拠した対応
4 器機制御装置からデータ越境	器機制御装置からデータ越境	技術データ <ul style="list-style-type: none"> • 保守データ • 制御データ • 機器の稼働データ 	—	法規制 <ul style="list-style-type: none"> • データアクト 	保守データ流出による競争力の棄損に対して、Data Act対象データと影響をモニタリング

第2回SubWGの振り返り（2/2）

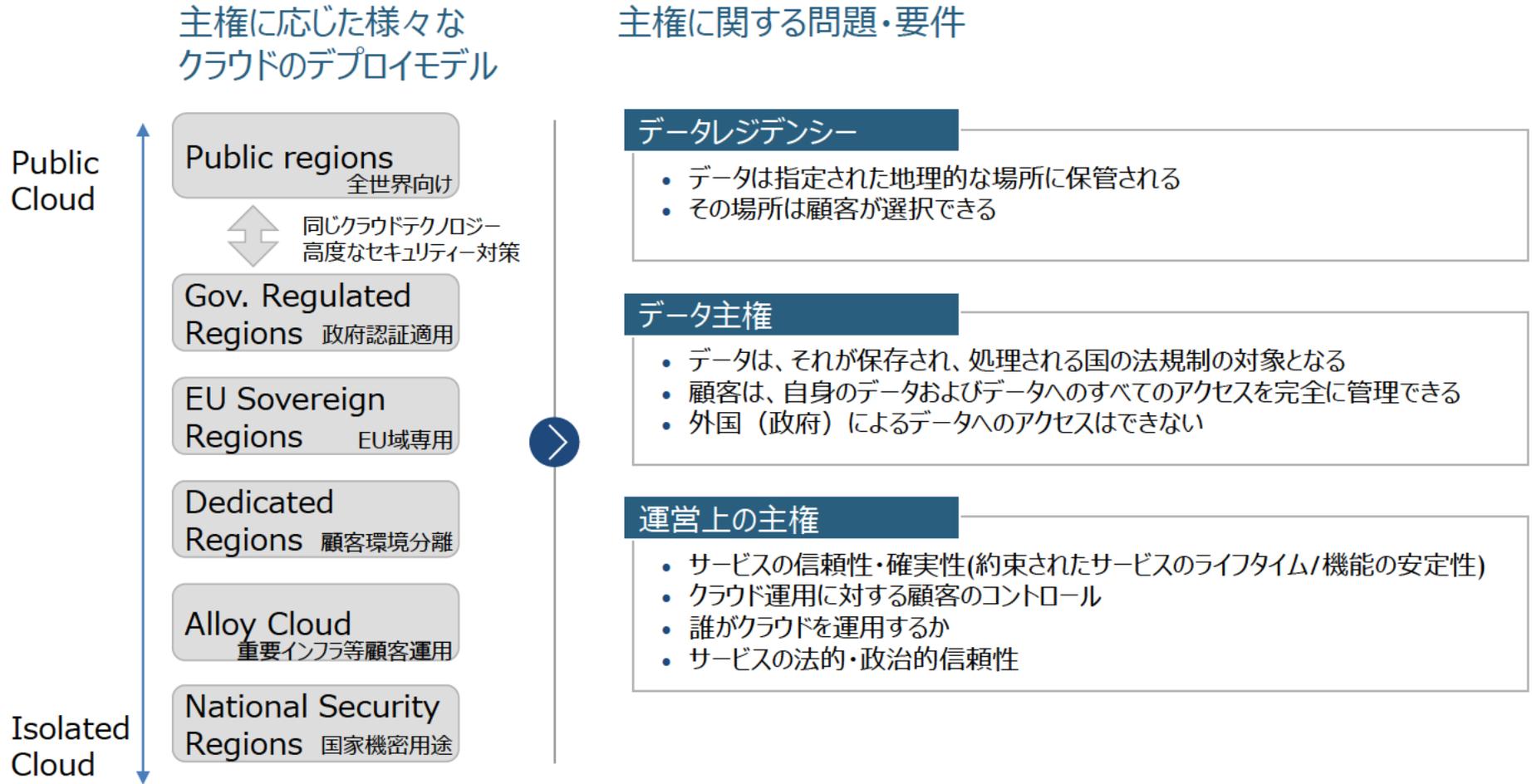
- 第2回では、複数事例紹介を通じて、データ国際流通に伴うリスクと対応が共有された

	流通・越境の内容		リスク		評価・対応
	越境・流通	データ	ユーザー企業	ベンダー企業	
5 サプライチェーンリスク マネジメント	顧客サプライチェーン情報および、サプライチェーンリスクデータが個別システムに格納され、システム間で越境	営業データ <ul style="list-style-type: none"> 取引先情報 その他データ 地震・災害確立データ 	第3社開示、目的外利用の発生	法規制対応 <ul style="list-style-type: none"> ローカライゼーション 	企業・ベンダーの間で、データ取り扱い条件を合意 <ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンにおけるアーキテクチャー、カタログ、セキュリティの標準化
6 GHG可視化	取引先のCFP情報および、サプライチェーンリスクデータが個別システムに格納され、システム間で越境	営業・技術データ <ul style="list-style-type: none"> 取引先情報 (上流・下流) 自社生産・物流情報 			ローカライゼーション拡大に伴い分析ができなくなる懸念に対して、対象データをモニタリング、保管・分析場所の選定
7 蓄電池トレーサ ビリティ	蓄電池トレーサビリティとして、蓄電池サプライチェーンにまたがる、CFPや企業DDデータの共有、越境	営業・技術データ <ul style="list-style-type: none"> 取引先情報 (上流・下流) 自社生産・物流情報 	法規制 <ul style="list-style-type: none"> 情報公開(欧州電池規則) ローカライゼーション ガバメントアクセス (中国総合利用管理便法) 	—	国家間でのビジネス環境整備に向けた交渉

データ共有・利活用に伴う越境の実例に加えて、クラウドサービスを支えるクラウドインフラストラクチャについても議論された

第2回SubWGの振り返り (3/3)

- 第2回では、クラウドインフラのケーススタディを通じて、主権に関する要件も紹介された



第2回議論を踏まえたリスクカテゴリーの整理

- リスクとして、特に政府によるローカライゼーション、ガバメントアクセス、データ共有・開示の義務化が主要リスクとして議論された

政府による行為・リスク

該当国の国内法令・規制に基づいた措置・行為

自由に
アクセス・
管理できない

- a
- データ移転・事業活動の制限
- データローカライゼーション

重要なデータ
(機密・権利)
が守れない

- b
- データの強制的なアクセス
- ガバメントアクセスによる強制的な情報取得

- c
- データの共有・開示の義務化
- 規制・認証による第三者への自社データの開示

データが
信頼できない

民間企業による行為・リスク

取引先・サービスの故意・不注意による行為

- d
- データ流出・漏洩、共有範囲拡大リスク
- サイバー攻撃・不正アクセス/従業員持ち出し/誤送付(宛先間違い)/機密データ漏洩

- e
- データが無断・目的外利用されるリスク
- 社内での無断・目的外利用/移転先での契約・目的外利用/知的財産権等

- f
- データの真正性・公正性が損なわれる
- データソースの改ざん
 - データの改ざん

参考) 欧・米・中のデータ関連法規制 (概要)

- 第2回では、EUにおけるデータアクト・サステナ関連規制による開示義務、中国のデータ3法によるガバメントアクセス・ローカライゼーションが主要リスクとして挙げられた

EU

データに関する包括的な法制度を構築し、自発的なデータ共有促進の構造を規律しつつ、関連規則と組み合わせながら、データ共有・開示の義務化を進める

- データ法 (Data Act)
- GDPR
- EU Health Data Space

- デジタルサービス法
- データ法 (Data Act)
- 電子証拠規則 / 電子証拠指令

- データガバナンス法
- データ法 (Data Act)
- 蓄電池規則

米国

国家安全保障の問題意識・観点から、情報保護・アクセスを規定する規制が多い

- 技術的な保護措置(大統領令14105号、CHIPS法等)
- 知的財産保護強化の措置(連邦経済スパイ法、米国知的財産保護法特許法(秘密保持命令制度)など)

- 通信記録保管法、CLOUD法⁴
- FISA702 (大統領令14086号)
- 国家安全保障法等

● -

中国

「総体的国家安全観」のもと、データ3法を中心とした、国家の情報収集活動への協力及び、越境移転規制・国内保護を規定する

- 国家安全法
- ネットワーク安全法²
- 反スパイ法
- 国家情報法¹

- 国家安全法
- 国家情報法¹
- 反スパイ法
- ネットワーク安全法²
- データ安全法³

● -

a
データ移転・
事業活動の制限
(ローカライゼーション)

b
データの強制的
なアクセス
(ガバメント
アクセス)

c
データの共有・
開示の義務化

1. 国家情報法; 2. 別名サイバーセキュリティ基本法; 3. 別名データセキュリティ法; 4. 正式名称はStored Communications Actと、Clarifying Lawful Overseas Use of Data Act
Source: 「産業データ流通における越境データガバナンスに関する調査報告書」

本日の議論ポイント

- 本日は第2回議論で触れられた主要リスクを念頭に、具体的な打ち手について深堀を行いたい

リスク・打ち手
全体像

主要リスク、打ち手の方向性に対して、追加すべき要素・項目はあるか

主要
リスク

法規制
動向

**ローカライゼーション、ガバメントアクセス、データ開示に対して、
足元及び、今後注視すべき法規制の動向はあるか**

- どのような観点で、リスクの内容と影響を把握すると良いか

打ち手

**ローカライゼーション、ガバメントアクセス、データ開示に対して、
特に有効と想定される打ち手は何か（組織的・法的・技術的）**

データ共有・利活用の契約において、盛り込むべき内容・項目は何か

- 企業間の契約において、どのような項目が盛り込まれるべきか。
どこまで共通化ができるか
- 法規制からの要望を踏まえ、契約に盛り込むべき内容はあるか

リスクに対する打ち手の方向性サマリ（案）

- リスクの分類によって、モニタリング・事前対応・事後対応それぞれの観点からの対応が想定される

	主要リスク例	対応の方向性(主な打ち手)		
		 モニタリング  事前対応  事後対応		
政府による 行為・リスク	a データ移転・ 事業活動の制限 (ローカライゼー ション)	✓ 中国ネットワーク法 法規制の動向、 内容の把握	データの分散化 代替データ選定・業務 見直し 取引先との契約締結	契約・法令に基づく 救済措置(異議申し 立て等)
	b データの強制的 なアクセス (ガバメントアクセス)	✓ 中国・統合利用管理便法 (国家トレサビPF)	保管場所精査・選定 データ加工・匿名化 取引先との契約締結	
	c データの共有・ 開示の義務化	✓ 欧州データアクト ✓ CSRD・企業サステナビリティ	取引先との契約締結 <ul style="list-style-type: none"> 法的要請の 織り込み 	再発の防止 (業務や提携先・ 契約の見直し)
企業による 行為・リスク	d ~ f データ流出・漏洩/ 無断・目的外利用 /真正性・公平性	✓ 第3者開示、目的外 利用の発生 ✓ 提供先のセキュリティ・デー タガバナンスの欠如	取引先のセキュリティ・ ガバナンス水準の把握	取引先との契約締結

法規制においてリスクの多寡を捉える観点

● 主要な法規制に係るリスクに対して、どのような観点からリスクの影響と内容を把握するべきか

リスクの多寡を捉える観点 対象となるデータ

- a データ移転・事業活動の制限 (ローカライゼーション)
- b データの強制的なアクセス (ガバメントアクセス)
- c データの共有・開示の義務化

- 自社の損失につながるデータが対象となっているか？
 - 公開されていない独自情報
 - 第三者が悪用しうる
 - 漏洩が契約違反につながるなど
- 対象となるデータが明示されておらず、様々なデータが対象となり得るか？

実施プロセス

- どの程度制限事項があるか？
 - データ保管場所
 - 運用場所 など
 - 例外措置はあるか？
-
- データ取得の根拠・手続きは明確か？
 - 異議申し立てや協議などの保護措置があるか？
-
- どこまでの公開・共有範囲となるか？
 - 共有後、データはどのように利用されるか？

目的の正当性

- 目的に沿ったデータの収集・利用が規定されており、合理的な運用が行われているか？
 - 他の政策等と目的感のずれはなく、法の抵触に関する問題はないか？
-
-

事前対応における主要な打ち手

- 主要な法規制に係るリスクに対して、特に有効と想定される打ち手は何か

凡例 主要打ち手(仮説)

組織的

発生確率を下げる・予防

インパクトを低減する

法的

技術的

a
データ移転・
事業活動の制限
(ローカライゼーション)

重要データの分散化・複製

- ・ 保管先・利用サービス確認
- ・ 重要データの分散化

要望事項への対応

- ・ ローカルデータセンター設立
- ・ 現地運営チームの立上

例外措置への準拠・対応

代替データ選定・業務見直し

- ・ 代替業務・データによって影響を抑える

取引先との契約締結

- ・ 移転・保管に関する許可取得義務
- ・ 過失があった際の免責事項や賠償内容

暗号鍵の保管

- ・ 暗号鍵の保管によって要望対応できるケースの場合

b
データの強制的なアクセス
(ガバメントアクセス)

保管場所の精査・選定

- ・ 保管先・利用サービス確認
- ・ 保管場所の選定・データ移転

保管データの加工・匿名化 データ移転の社内ガイドライン策定

—

取引先との契約締結

- ・ ガバメントアクセス発生時の報告義務
- ・ 過失があった際の免責事項や賠償内容

データの暗号化

- ・ 強制アクセスされた際に内容が分からないよう暗号化

c
データの共有・開示の義務化

データ加工・共有の社内ガイドライン策定

取引先との契約締結

- ・ ガバメントアクセス発生時の報告義務
- ・ 過失があった際の免責事項や賠償内容

取引先とのデータ連携・活用の契約、ガイドライン策定

- ・ 対象データ、公開範囲や利用規約等を規定
- ・ 法的要望の折り込み

電子すかし・ブロックチェーン

- ・ データの不正コピーや改善の防止

参考) 法的対応: データ提供・利活用の契約項目 (案)

- 企業間の契約において、どのような項目が盛り込まれるべきか・どこまで共通化ができるか

主な契約項目 (案)

提供データと、その利用に関する規定

目的・定義

- 契約の目的
- データの内容

データの提供

- データの提供方法 (形式・手段・頻度)
- 提供データの保証・非保障

データの利用・保管

- データの利用許諾・権限
 - 派生データの権限
 - 権限配分
- 対価・支払条件
- 利用状況、その監査
- データの管理方法

有効範囲・期間及び、不履行・紛争時の対応

有効範囲・期間

- 有効期間
- 不可抗力免責
- 解除
- 契約終了後の措置
- 残存条項

不履行・紛争時の対応

- 責任の制限・範囲
- 損害軽減義務

その他

他・一般的事項

- 秘密保持
- 権利義務の譲渡禁止
- 反社会勢力の排除
- 完全合意
- 準拠法、裁判地・仲裁地

参考) 法的対応: データ法で求められる対応事項 (認識)

- 法規制に起因する契約事項についても把握、対応する必要がある

EUデータ法 (Data Act)

Chapter	内容	対応・契約に盛り込むべき事項
I	データ法の目的・適用範囲・用語定義	<ul style="list-style-type: none"> 目的(消費者の安全および経済的利益を保護することを目的とする) 適用範囲(関連する各種規定との優先関係) 関連する用語定義(「データ」「コネクテッド製品」「企業」など一般的な言葉も含めた関連用語)
II	対象となるデータ・データの提供に関する原則	<ul style="list-style-type: none"> 対象となるデータ(コネクテッド製品および関連サービスの性能、使用、環境に関するデータ) データの提供保証(明確かつ理解しやすい方法で利用者に提供しなければならない) 第三者への提供(合意なく第三者にデータを提供してはならず、利用者の要求があれば第三者にも共有が必要)
III	データ提供の義務・関連するコストへの補償規定	<ul style="list-style-type: none"> 公正なデータ提供の義務(他の事業者と比して開示に関する要件が差別的(コストが大きい)ことは認められない) データ提供に関するインセンティブ・補償(マージンを含め、データを利用可能にするために必要な報酬を設定できる)
IV	不公平な契約条件の防止に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> 不当な契約条件の無効化(ある企業が他の企業に一方的に課したデータの授受に関する義務は、それが不当なものである場合、有効と認めない)
V	公共機関によるデータアクセスの規定	<ul style="list-style-type: none"> 公共機関へのデータ共有義務が発生する条件(当該データが公共の緊急事態に対応するために必要であり、公的機関自らがデータを取得できないような場合には共有義務が発生する) データ保有者の利益保護(公的機関はデータを受け取る際、目的・機密性・保有期間などを明確にすることが必要)
VI	データ処理サービスの切替え自由化に関する規定	—
VII	不当なガバメントアクセスに対する対応方針	<ul style="list-style-type: none"> データ処理サービス提供者のセキュリティ順守義務(データ処理サービスの提供者は、扱うデータが第三国政府によるアクセスおよび移転の対象となることを防止するため、技術的・法的・組織的措置を取る義務がある)
VIII	標準化・相互運用のために参加者に求められる要件	<ul style="list-style-type: none"> データスペースの利用者に求められる条件(データセットの内容・使用制限・ライセンス・データ収集方法・データの質・不確実性についてアクセスしやすい形で明記する事、データ構造やコードについては一貫性のある形式で記述されていること、等)

オープニング

- 第2回の振り返り、とりまとめ
- 第3回の議論のポイント

▶ プレゼンテーション

全体ディスカッション

今後の進め方、クロージング

本日のプレゼンテーション

- データ越境の具体的なリスク、打ち手に関して、下記内容についてご紹介をいただく

スピーカー

プレゼン・事例概要

① 直江委員 (GDA)

- データ越境に伴う留意点・リスク（ローカライゼーション・ガバメントアクセスなど）及び、想定される打ち手
- 越境データ政策インデックスのご紹介

② 和泉委員 (JIPA)

- 第2回議論を踏まえた主要課題(商流内のデータ利用、データの強制開示・移転制限、組織的対応) 及び、その打ち手

③ 中島委員 (RRI)

- 製造業におけるデータ連携・共有ユースケースの整理及び、企業間データ連携・共有における必要要素

オープニング

- 第2回の振り返り、とりまとめ
- 第3回の議論のポイント

プレゼンテーション

➤ 全体ディスカッション

今後の進め方、クロージング

本日の議論ポイント

- 本日は第2回議論で触れられた主要リスクを念頭に、具体的な打ち手について深堀を行いたい

リスク・打ち手
全体像

主要リスク、打ち手の方向性に対して、追加すべき要素・項目はあるか

主要
リスク

法規制
動向

**ローライゼーション、ガバメントアクセス、データ開示に対して、
足元及び、今後注視すべき法規制の動向はあるか**

- どのような観点で、リスクの内容と影響を把握すると良いか

打ち手

**ローライゼーション、ガバメントアクセス、データ開示に対して、
特に有効と想定される打ち手は何か（組織的・法的・技術的）**

データ共有・利活用の契約において、盛り込むべき内容・項目は何か

- 企業間の契約において、どのような項目が盛り込まれるべきか。
どこまで共通化ができるか
- 法規制からの要望を踏まえ、契約に盛り込むべき内容はあるか

オープニング

- 第2回の振り返り、とりまとめ
- 第3回の議論のポイント

プレゼンテーション

全体ディスカッション

➤ 今後の進め方、クロージング

次回以降の想定アジェンダ

- 本日も含む全4回のSubWGを通じて、以下の順で議論を進めることを予定

議論の流れ

論点

第1回
(5月30日)

- 前提・背景の確認
- 議論の範囲や方向性の議論
- データ共有・活用のタイプの確認・議論
 - 実例の洗い出し

- 目的・背景を踏まえ、検討の全体像に追加すべき点はあるか
- 対応策検討の際の考慮要素の整理をどう考えるべきか
- データ越境のパターン・リスク等の各要素に追加すべきものはあるか
- 代表的な例として、取り上げるべき実例はあるか

第2回
(7月30日)

- 事例のご紹介・プレゼン
- ステップごとの議論
 - ① リスク可視化
 - ② 評価・意思決定
 - ③ 実行・管理

- データ越境に伴い発生するリスク及び対応策の紹介
 - 特に大きなリスクに対する有効な「打ち手」の実例
- 「打ち手」のあり方の方向性の検討
 - 組織・オペレーション的に有効な打ち手の検討
 - 越境するデータに関する契約において、どのような項目が含まれるべきか
 - 特に有効な技術の活用事例のインプット

第3回
(本日)

- 事例のご紹介・プレゼン (続き)
- 第2回の残論点に関する議論

第4回
(11月下旬)

- 取りまとめの骨子案・記載内容の確認
- 本検討の国内外への周知のあり方の議論

- これまでの議論が過不足なく反映されているか
 - ユーザーにとって分かりやすい記載となっているか
- 取りまとめた内容を、誰に、どのように打ち出していけると良いか